大分市自治基本条例検討委員会 第11回執行機関・議会部会 議事録

日 時 平成23年1月19日(水) 10:00~11:40

場 所 大分市役所議会棟 3階 第4委員会室

出席者

【委員】

宇野 稔、古岡 孝信、永松 弘基、安部 剛祐、神矢 壽久 竹内 小代美 の各委員(計6名)

【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛(計6名)

【プロジェクトチーム】

議会事務局議事課政策調整室次長 藤野 宏輔、総務部人事課主査 伊地知 央 (計2名)

【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹、同主任 島谷 幸恵(計2名)

【傍聴者】

無

次 第

- 1. 開会
- 2.議事
- (1) 市民意見交換会、市民意見公募手続及び職員意見公募において寄せられ た意見についての検討
- (2) その他

< 第11回 執行機関·議会部会 >

事務局 それでは定刻になりましたので、大分市自治基本条例検討委員会第 11 回の執行機関・議会部会を開催いたします。本日はレジュメにもあります通り、条文素案に対してお寄せいただいた意見に基づく、条文案についての更なる検討作業をお願いいたしたいと考えております。

お手元にお配りした資料は、寄せられた意見のうち本部会に関わる事項を抽出 し、そこに事務局なりの案をたたき台として、記載させていただいたものでございま す。資料に掲げております意見のうち、赤字は全体で議論をすべきと考えられる意見、青字は、主に各部会で議論し、整理すべきと思われる事項、黒字については、その他の意見という区分としておりますので、特に青字の部分の意見に対する検討を重点的にお願いしたいと考えております。念のため申し添えますと、この右端の事務局案は、あくまでも一担当者の私見でありまして、皆様のご議論を何ら拘束するものではございませんので、一つの参考としてご活用いただければ幸いです。

なお、今回お配りした資料にとどまらず、他の部会に関する意見についても、いずれは、全体会議で議論されることとなりますので、前回の全体会でお配りした資料に基づ〈条文全体の検討も必要にはなってはまいりますが、順序としては、まずは本部会に関する部分からご検討いただ〈のがよろしいのではないかと考えているところです。

また、市民意見公募、いわゆるパブリックコメントに対する意見としての「報告4」に関する回答については、市として早急に見解をまとめ、市民に公表する必要がありますことから、議論の順序としましては、まずはこの項目を優先的にご検討いただければと考えております。

1点、資料に誤字の部分がございますので、大きなA3を1枚めくっていただいて、A4の横書きの「報告3」と上に記載したものになりますけれども、左の項目の「11」の第9条のご意見、青字の部分ですけれども、本来「最少の<u>経費</u>で最大の効果を~」とするところでございますが、<u>経責</u>ということで誤字になっていますので修正をお願いします。

それでは、会議の進行は、部会長さんにお願いいたしたいと思います。

部会長

皆さん方、改めましておはようございます。大変寒波が続いておりまして、過ごしにくい毎日でございますけども、今日はありがとうございます。座らせていただきます。

委員の皆さん方もご案内のように、昨年の11月に各地域を回らせていただいて、親しく市民の皆様方からご意見を賜ったところでございます。さらに、そのようなご意見の集約を年末に行ったところでございます。そういった内容につきまして、今、事務局の方からご説明がございましたような、お手元の資料にまとめられているようなところでございます。私どもとしましては、今日できましたら、少なくともパブリックコメントに対する対応は早急にやらなきゃいけないかと思いますので、それは是非まとめをさせていただきたいと思います。そして、それ以外のところにつきましても、時間のある限り議論をさせていただいて、一つでもまとめが出来たらよろしいかなと思っているところでございます。

資料を色分けしていただいていますので、執行機関・議会という所をご覧になってもらいますと、全体で議論しなければならないというような内容はございませんで、私どもの部会で検討できる内容となっています。そこで、これは委員の皆様方は、昨年の年末にお目通しをしていただいていると思いますが、新しく加わっている部分が、事務局案ということでお示しいただいているところです。これは、事務局から私の方に問いかけがありまして、今後議論をするにあたって、何かたたき台的なものがあった方が議論しやすいのではないかということがございまして、それは全くその通りだということで、話のとっかかりになるような材料をいただけたらありが

たいと事務局にお願いした所です。そういうことですから、先ほど事務局からご説明ございましたように、何ら事務局案にこだわる必要はございませんので、これを出発点として議論し、修正の必要性があれば、どんどんやっていただければ幸いかと思います。

それでは、是非とも今日まとめておきたいというところがございます。それは「報告の4」のパブリックコメントです。市民意見公募において寄せられた意見の要旨とそれに対する考え方というところで、第7条「議会の基本的役割等」のところです。パブリックコメントに寄せられた意見要旨を、ちょっと読ませていただきますと、第5項として「議会はあらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努め反映しなければならない」を追加してはどうかと。第25条第3項と関連があり「市長と議会は両論として市民意見の聴取に努めるのが本来」とされているため、これを明文化する必要があるのではなかろうかというご意見が寄せられています。それに対しまして、議論の出発点、たたき台としての回答案の素案は、「今回、本条例の制定にあたっての方針として、議会に関する事項の詳細は議会基本条例に任せることとし、本条例では、その導入部分のみを規定するという前提で検討しております。提案をいただいた第5項とすべき事項の趣旨は、既に制定済みの『大分市議会基本条例』において規定されており、今後の議会運営もそうした趣旨に則って行われるものと考えています。」という一つの案でございます。

ここのところ、基本的には、改めてこの基本条例に議会の基本条例をまたそのまま載せるということではなくて、ポイントだけをお示しするというのが我々の考え方でございました。ですから、それが今までの考え方ですので、問題が無いのではと思います。そして、議会基本条例には、そのようなコメントを寄せられた趣旨が盛られておるということですので、改めてこの基本条例に盛り込む必要がないのではということでございますが、いかがでございましょうか。こういう方向で出発させていただきたいと思います。

委員

私はそれで良いと思います。

部会長

委員さんから、これで良いというご意見をいただきました。他の皆様方はいかがでしょうか。特にこれは、今まで委員の皆様方とのすり合わせも行ってきておりますので、今この点を変更していくのは厳しいかと思います。今までの議論の積み重ねでいきますと、こういうことになるのかなと思いますが、今の委員さんのご賛同を皆様方も同じようなご意見ということでよろしいでしょうか。委員さんよろしいでしょうか。

委員

はい。

部会長

それではパブリックコメントにつきましては、このような回答で臨んで行くということで部会の決定をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、緊急性はパブリックコメントほどではございませんけれども、せっかくの機会でございますので、是非今日ご議論いただければというところでございます。A3の方にお戻りください。そちらで執行機関・議会について第9条「市長の基本的役割と責務」というタイトルの条でございますが、「住民自治という言葉がある

が、これは自治と同じ言葉か、敢えて使い分けをしているのか」という問いかけでございます。これは稙田の会場で出たご意見ですが、たたき台としましては、「『自治』という言葉が多面性を有する中で、『市民自らが治める』こと(第1条に謳う『市民全体による自治』)に特化させる意味合いと、その後に出て〈る『市民福祉』との対句表現を意識した意味との、二つの目的を持って使った表現であろうと思います。」ということですが、これは、もうちょっと事務局の方からコメントをいただきたいのですが。

事務局

お書きしたとおりではございますが、ご指摘いただいた趣旨というのが、この部分だけ市民自治という表現を使っておりまして他には出てこない表現なので、どうしてかなという疑問があったのだろうと思いますけれども、今読んでいただいた内容の中で、市民主体による自治という所を強調して表現したかったのかなということと、表現的な問題で、その後に出てくる市民福祉との対句と言いますか、言うなれば、きれいな表現というところで、少しそういう表現をした方が良いのかなという意識が働いたのかなと思います。

ここで、ちょっと議論の途中ではあるのですが、先ほどの市民意見公募の中で、本部会に関する部分をご議論いただいたのですが、全体に関する部分についても優先事項ということで、この部会だけで決めるということではありませんが、一応この部会としてのご意見という形で、ある程度ご議論いただければと思っています。

部会長

全体に係る部分ですね。分かりました。出来るだけ今日やってしまいたいという 部分に戻りましょう。申し訳ございません。

ちょっと議論を中断して、またA4に戻っていただきます。

まず名称についてですが、長すぎると。12文字以内が望ましいという意見が寄 せられています。それに対しましては「ご意見の趣旨を踏まえ、適切な表現となる よう検討いたします。」ということで、もう少し簡潔にできないかという意味合いかと 思います。そこのところは、今後の検討課題ということです。これは私なりに理解さ せていただいているところでは、全体会議の中で、まちづくりという言葉を挿入する べきではないか、挿入というよりもまちづくり基本条例とするべきではないか、自治 基本条例ではなくて。そこのところで意見の対立があったわけですが、ひとまず、ま ちづくり自治基本条例で行きましょうということで、折衷案的なものが全体会でご承 認いただいていているところです。そうなりますと、もう一度どこかの場面で、まちづ くり自治基本条例という名称について、検討をしてみる必要もあるかなと思いま す。道中ですから、そこで今、殊更に多数決でどちらかに決めるということではなく て、もう少し折衷的なものでいけるものならいって、最終的には、突破しなければい けない問題点ではないかと、個人的には考えています。そういう意味からすると、 「適切な表現となるように検討いたします」という言い方というのは、実に玉虫色の 表現ではございますが、一番無難な表現かなと思います。今どうするこうするとい う議論はしていませんので、いかがでしょうか。この辺は。全体会の司会者として は、敢えてここの部分をこの段階で詰めていく必要性は無いのではないかというこ とで、ああいう折衷案的なものでお認めいただければと。当面はこういう方向で、い ずれ最終段階になって議論しないといけない内容かと思いますが。条例そのもの の内容が先かなと思います。

そうですね。部会長さんが言うとおり、まず中がそれなりの方向性が出来てから、その後に名称で良いと思います。今、自治かまちづくりか究極のところを求める必要はない。最終的にまちづくりが良いのか、自治が入った方が良いのか、自治だけで良いのかは、そこで議論をしたら良い。要は内容の問題だろうと思います。

部会長

他の委員さんはいかがでしょうか。今殊更決めなくても良いのではないか、内容を詰めていく方が先決ではないかという、委員さんのご意見ですが、そういうことでよろしいでしょうか。

委員

仮称で、きているわけですよね。

部会長

そうです、仮称です。

委員

仮称ということで折衷案的に、結果的に長くなったということで。

部会長

そうですね。

委員

市民から見ると率直な意見だと思いますが、あくまでも仮称ですから。

部会長

いずれ侃々諤々で議論しなければいけない時期が来るかなと、私は思っています。そういうことで、ペンディングの状態にあるということで、市民の皆様方のご意見としましては、確かにそうかもしれないけれども、こういう対応、素案でよろしいでしょうか。はい、それではこれは、我々部会の意見としましては、素案どおりということでさせていただきたいと思います。

次、赤字がもう一つ出てきます。「憲法・民法・刑法などの形式に捉われすぎている。『法律は市民のもの』という考えにより、大分市の理想とする情景や人間模様を小説形式にまとめることで、大分市が誇れる条例となるのではないか。」と、かなり大胆な発言でございます。これに対しての事務局素案は、「大分市の理想や施策の柱となる考え方等を具現化する方法は、条例に限られるものではないと思いますが、条例として定める上では、最低限の決まりごとや体裁を守る必要性があるものと考えます。その中でも、より分かりやすく、市民の皆様に親しまれるような表現を取り入れることについては、引き続き検討してまいります。」ということですね。暗に、そういう小説という形式で条例を作っていくのは厳しいということが前提となっているようです。ただし、分かりやすいということに関しては、おっしゃる通りではないかということです。委員が一番近い世界だと思いますがどうですか。

委員

言おうとしている意味が分からないですね。どうなんですかね。この人の個人的な問題ではないですか?

部会長

私も正直いって、うーんという感じで、奇想天外ですね。

委員

ちょっと、こういう形ではまとめられないですね。

ちょっと良いですか。

部会長

どうぞ。

委員

2番ですが、もう(検討しなくて)良いんでしょうか。

部会長

そこは、赤字の部分は全体にかかるというご判断で、先に議論しておきたいということですので、2番についての議論は、もう少しお待ちいただきたいと思います。 (赤字の部分に戻って)これは、これ以上議論する必要は無いかと思いますが、よるしいでしょうか。

委員

気持ちはよく分かりますが。

部会長

分かりますが、そういう(小説)形式というのは難しいですね。ただし、分かりやすい条例を作るということは、当然のご趣旨だと思います。それでは、これは、事務局案が妥当であるという判断をさせていただきたいと思います。それでは、先日の全体会で、今後の議論は部会に関わらない所でも意見を述べさせていただくということで、部会という枠をある程度取っ払って、全体会で意見を交換しようということが確認されておりますので、それ以外の黒の所も確認しておきましょうね。

それでは、先生がさっきおっしゃった2番ですね。

委員

2番と関連していると思うのですが、交換会に行った時に、この基本条例と実際 の現実が、どのように繋がるかが見えないというご意見を、たくさんいただいたよう に思うんです。それが、どの項目に該当するのか、ちょっと条例としては、分かりに 〈いのですが、例えば「地方分権の流れの中で」と2番に書いていますよね。今、新 聞紙上で、子ども手当の問題を、自治体独自の判断をしようとする自治体が出て きているわけですよね。その時に、例えば、この自治基本条例の条例があって、そ れが下位の条例に繋がって、こういうことが市民として意思表示できるのですとい うことが、分かりたいなという気がしています。それは個別事例ですが、今日ご回 答いただいたように、自分自身も考えたいし、例えば、我が家の前は波型の歩道 が、1人の市民が意見書を作って自治委員に持って行き、それが市に進言され て、平坦な道になったんですね。すご〈広〈なって、車椅子も通れるし高齢者も通り やすいとなったのですが、逆に自転車が疾走するという事態になりまして、自転車 道が用意されていないために、ぱっと後ろを振り返ると、ぴゅーっと自転車が通ると か、高齢者が出たとたんにひっくり返りそうになるような事態が起こっているわけで すが、それをどのように私たちが、今までだと地元の議員さんに陳情や請願すると いうことが許されているということが、ここに来て分かったのですが、私達が市に持 って行くと、担当が違いますとか、窓口だけではどうしようもありませんと言われる ことが多いので、そういう時に繋がっていって、ここの市民の権利が保障されてい るのでこうだとか、説明の時に言うと、みなさんが分かりやすいのではと、私自身が 市民として思います。その辺が、これから自治という時に、ただ単に窓口に言うと か、市議会議員さんにお願いするとか、市議会議員さんがいない時にどうすれば 良いのかが、これで分かるようになると良いですね。

例えば、長浜小学校の横が今度大きい道ができます。ちょうどその時に、私が話し合いに行けなくて、その話し合いで質問がなかったそうなのですが、今まで小さい道だったのが大きい道になって、子どもが飛び出すかもしれない、横断歩道がどこに出来るのかとか、その時自治会として子どもにパトロールみたいなもので、交通安全の協力をするのかとか、どのくらい判断されているか、一回の自治会の説明会にたまたま行けないと・・・。そういうことが起こっています。それがこの自治基本条例とどう繋がっていって、ここで言う権利があるんですよとなると良いなと。そうしたら、それは自治基本条例ができたからだということが、市民に説明しやすいと思うんです。

部会長

まさに、一番本質的なところですね。条例が出来たことによって、市民が主役と言っているけれども、本当に主役として意見が反映されているのかどうか。市民にとっては、こういう手続を踏めば活かされるんですよということを知っておかないとですね。

委員

例えば、凡例集を作るといったときに、そういうのが入っているとみなさん分かり やすいと思います。

部会長

大きな問題ですね。私も先生がおっしゃったことと少し違いますが、最近の名古屋市とか阿久根市とかいうところも、かなり新聞の話題になるようなことがあっています。住民投票の世界ですよね。大分の佐伯も住民投票の話が出てきている。ちょっとこれはどうなるのかと思い、住民投票に関心をもって、インターネットで調べたりしたのですが、地方自治法にある住民投票はリコールのためのものですね。議会や首長さんに対して。それ以外に、今度は、地方自治体によっては、一般的な住民投票条例を置いているところもあります。そこまでいかないけれども、そういう請願ができるとか、色々あるようなので、一般市民がとにか〈意見を反映させるための手続は、もっともっと、これからシビアになって〈る感じがするので、やはりそれは、この条例全体の中で精査する必要があると思います。確かに出来ているけれども、具体的にどういうことが出来るのかと。自分達の意見がどういうふうに反映されているわけですかと聞かれたときに、か〈か〈しかじかですよと説明すると、あーなるほど、今までと違うんですねということになります。これはいかがでしょうか。今後の大きな問題点になるかと思いますが。

私自身も各地域を回って、自治会長さんの想いを次々と聞きまして、「私達はこんなに苦労しているんだ。頑張っているのに、分かっているのか。」というお叱りをたくさんいただいたり、「それとこれはどういう関係にあるの。」などと聞かれ、痛切に感じたことがあります。これはしっかり、どこかで議論をしておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。魂を入れるという部分ですね。ただ作っただけではだめということですね。どう変わるのかというところですね。

委員

境界線が、やっかいなところがありますよね。市だけでできる話であれば良いのかもしれませんが、県があったり国があったりしますからね。

地方自治という意味が、そこで問われるわけですね。私達がどれだけ主張するかにも依りますね。

部会長

今度、市民のご意見を聞かせていただくというシステムを作ろうとした時に、クレーマー的な意見を出す人も出てくると思います。個人的な事を市の行政と絡めて。 そういう時は、大変な混乱が起きることもありますので、そこの副作用的な部分にどう対応していくかを、同時に考えていかないといけないですね。

委員

逆に、この条例ができて、そういう人たちに納得してもらう根拠になれば良いなと思うんですね。そういう方に対しても、それはこの条例によって決めてきて、今は皆さんの同意を得てやっていますということが言えると良いなと思います。

部会長

非常に難しい問題ですよね。純粋なご意見ではなくて、クレーマーかなというような、ちょっとおかしいのではないかという意見具申もあるので。昔はなかったんです。そういう意見具申というのは。

これは今後の課題ということで、問題点のご指摘ということで先生よろしいでしょうか。

委員

何らかの参考にしていただいて、また色んなご意見を教えていただけたらと思っています。

部会長

はい。では、あとのところは、特に大丈夫ですか。団塊の世代がうんぬんという所とか。答えられないですね。答える必要はないですよね。

委員

全部答えな〈ても、良いでしょう。

委員

これは賛成意見ですか。

事務局

こういうふうな条例ができると望ましいというような賛成意見でしょう。

部会長

はい、ではここのところ、よろしいですね。

それでは、先に私どもに係るところを済ませて全体に移りましょう。

大変失礼しましたが、先ほどのA3に戻ります。市民自治のところですが、市民 自治と敢えて言葉を使ったのはなぜかという部分ですね。ここは市民主体の自治 ということですね。

事務局

意味合いとしてはそういうことだと思います。ただ、ここでしか使っていないもので、他では単に自治という表現をしていますので、その表現が適切かどうかというところで。

部会長

そうですね。

委員

考え方を示すスタンスとして、検討委員会として答えるということが前提だと思う

のですが、ここの事務局案では、「表現であろうと思われます。」というのは、事務 局的スタンスになっていますよね。

事務局

この事務局案の中でも、実は趣旨が様々でして、これは結論めいたことで良いのではというご提案と、ある意味投げかけのような表現になっているところもあろうかと思います。そこは、最終的な回答の表現には、必ずしもしていないということですので。

部会長

過去の議論で、自治と市民自治を敢えて区別しないといけないようなことは無かったように思います。しかし、そこを法制室レベルで言葉を使い分ける必要性を考えているのであれば、後日にでも参考意見を聞かせていただければと思います。これは、今すぐではなくて、検討課題として考えて見てはいかがでしょうか。市民自治というものを敢えて使わなければいけないのかどうか。と言うのは、いずれにしても、最終的には手引きを作るので、その時に、敢えてここでこういう表現をしたのは、かくかくしかじかであるということを書かざるを得ない。説明を求められたときには。そうすると、敢えて言わなくて良い場合には、「市民」を取っても良いのかどうかの判断ですが、急がないですから、今後の課題ということで皆さんもご検討していただけないでしょうか。事務局は、それでよろしいでしょうか。はい。

それと後のところ、執行機関・議会を見ていきますと、「この条例が出来る事で市の職員がますます忙しくなるのではないか、職員は現場をもっと知るために地域に出かけていかなければならないのに、それが出来なくなるのでは」ということです。それに対して回答では、「今まで職員は様々な法や条例の下で行政運用を行っている。現場の声をよりスムーズに取り上げるためのシステム作りが、この条例作りだと考えている」ということです。この条例ができたからといって、市の職員の職務が激増することはないかと思います。システム作りですから、今までしてきたことを形に表すということも盛り込まれていますので、全て今からするわけでなくて、してきたことを形にする部分もありますので、この辺は、この回答の対応でよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。特にご異論はございませんか。では次です。

「当然のことで、採用時に宣誓している部分で必要ないのではないか」ということで、職員の責務に関する第10条でございます。10条は、「職員は全体の奉仕者として公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。」という文言です。これは必要ないということですが、会場での対応は、「市民、議会、行政の責務を明確にする意味合いにおいて、職員の責務についても明記すべきということで規定している」とのことです。宣誓したからもう良いというようなものではない感じはします。改めて職員の責務を明示する必要もあるのかなと思います。特にご異論が無ければ。

委員

宣誓しているということを知らない市民が多いですよ。

委員

そうですね。

部会長

はい、それで後は、上がありますね。第7条に戻ります。

「議会のみ、議会の基本的役割等となっており、責務が表に出ていない。さらに

は二元代表制という意味からも責務という意味を出す必要がある」ということに対しまして、「議会には議会基本条例が既に出来ています。その中で責務がきちんと規定されています。タイトルに責務をいれるかどうかは検討いたします」という対応で事務局素案は、「条文の中には役割、責務とも謳っているので、市長等の節の見出しの表現と統一して、役割と責務とすることは可能である」というわけですが、責務とは条例に書かれているので、敢えてそこまでしなくても、というのが我々の考え方としてはあります。エッセンス的な考えで。ここのところに、どうしても責務という言葉を入れて欲しいという感じもしますが、この点は、議員の先生方はいかがでしょうか。

委員

これは、議会基本条例にも謳っている部分ですから、それによるということにしているので、敢えて、権利だ責務だということを具体的に謳っていく必要は、私はないと思います。当然責務はあるわけですから。

委員

見出しの表現として、市長とか執行機関とか、議会とか比較した時に、気付かれたんですね。言葉が無いと。見出しの言葉だけの問題だと思いますが。

委員

一度、持ち帰って話をしたほうが良いと思います。

委員

まあ、持ち帰っても私は同じ意見ですけどね。

部会長

一旦持ち帰っていただきましょう。議員さんの中で。

次は、二元代表の言葉の意味がよくわからないということですが、これは、「執行機関の代表である市長と議決機関の代表である議会の議員をそれぞれ別に市民が選ぶということが二元代表制である」という会場での回答です。事務局側としては、「市長と議会の関係を端的に表現した言葉であり、他の言い方に置き換えることは困難かと思います。逐条解説等で補い、理解を求めるべきではないでしょうか」ということで、事務局から我々に対するご提案ということです。これは、確かに市民の皆さんにとっては、初めて聞く言葉だということがあるかもしれませんが、相当定着した地方自治の根幹を意味する言葉ではないでしょうか。それを敢えて、また条例の中で解説するのはいかがなものかと。手引きかコメントのような何かを付けたら良いのではないでしょうか。

委員

実際に鶴崎会場で、委員さんが丁寧に解説されて、質問されたご本人は納得されていると思います。

部会長

では、よろしいですね。この言葉は基本的な言葉ですので、国のレベルの自治とは違うという意味です。次にまいります。

「本市の議事機関、住民の代表機関、本市の意思決定機関とあるが、50%(らいの投票率で、本当に市民の総意、あるいは意思決定機関といえるのか。そういう意味では、投票率を上げる条例があっても良いのではないか。」というご意見。「投票率を上げるという問題は、基本条例の内容に馴染むかどうか分かりませんが、今後検討させていただきたい」ということで、まあ、気持ちとしては分からないわ

けではないですが、これを具現化するのは難しいですね。まさに市民の意識の問題ですから。基本条例に投票に行きましょうなんて、全国に恥をさらすような気もしますが。これは、意識の問題だと思います。

委員

気持ちは分かりますが、趣旨が違うので、それで良いと思いますが。

部会長

良いですか。次に行きます。

意見交換会のアンケートについてです。「市民と行政と議会の役割分担をもっと明確にすべきだ」ということで、それに対して「基本条例において詳細な規定を置くことには自ずと限界があり、個別の規定や政策の中で具体化すべき事柄もあると思います。」これはもっともっとというわけですが、一定程度の限界がありますよね。

委員

アンケートの人が言いたいことは、これだけでは分かりません。どうなったら明確と思われるのか。

部会長

レベルの問題がありますね。

委員

この意見は回答のしようが無いですね。

事務局

最初にご検討いただいたパブリックコメントと違いまして、この辺のご意見については、参考になるものがあれば取り入れるが、そうでなければ置いておくということでよろしいかと思います。

部会長

ではそうさせてもらいます。

ではその次ですね。次の分は、先ほど議論したものですね。

その次は、「『市長等』と『市長』を分けるべきなのか?行政としての責務でよいのでは」と。それに対しては、「行政の統括者・代表者である市長と各執行機関(市長等)とでは、果たすべき役割や有する権限にも一定の差異があり、条文的にも分けて規定すべき部分があると思います。」という回答ですが、ここのところ、よろしいですか。良いですね。

その次。第9条第3項で、「「~最少の経費で最大の効果を~」など地方自治法に定められていることをあえて記載する必要があるのか?」それに対しましては、「ご指摘のとおりではありますが、本市の心構えを示す意味合いも含めて、敢えて確認的に規定する意図であると思います。」ということですね、当然、法体系の話になりますと、地方自治法があって、その下に条例が位置すると。国の国家における制定法の方が上位にありますから、当然、自治基本条例は条例でございますので下位に属するということですが、上位規定に記載していますので良いのではということですが、確認のためにということでした。どうでしょうか、一般市民の皆さんがいつもほとんど地方自治法が上位規定であってというような見方をするとは限りませんので、もう一度上位レベルを示していく意義はあるかと思いますが、よろしいでしょうか。はい。

では次に行きます。第10条中、「『全力を挙げてその職務に専念しなければなら

ない。』は、地方公務員法30条にあるので不要では、もしくは言い方を変えるとかした方がいいのでは」ということです。こちらも同趣旨なので同じようなことでよろしいでしょうか。

委員

良いのですけど、私は、前々から思っていますが、議会の責務や職員の責務を 敢えて条例に入れなければならないのでしょうか。元々そういう気持ちがあるので すが。そこまで責務、責務なんて、本来のこの条例の目的はそうではなかったよう に思いますが。今更覆すつもりはありませんし、別に職員をかばうわけでも何でも ないですけど、当初、自治基本条例という形で話が出たんでしょうけれど、その中 で議会の責務だとか、市長の責務だとか。それらは、当然の前提として、それぞれ の立場の中でそういうものを負いながら仕事をしているのに。殊更に、責務、責務 と敢えて謳うことが必要かどうか。皆さんどう思いますか。

委員

おっしゃるとおりだと思います。ただ私達が窓口に行って「これはどうなっているんですか」と聞いたときに、「うちは担当ではありません」と言って追い返されるんです。一番、執行機関等のところで経験することが多いのですが、その時に「それだったらこの課に行って下さい」とか「それを解決するにはこういう道があります」と教えて〈れるのが、丁寧な責務だと思うのですが、まだ縦割りのままになっているので「うちではない」ということで終わりになるんですね。私が色々経験しているので、その時にどこに行こうかと思うんです。

その時に、議会の方でもそういうことが起こらないように見張りをしていただきたいなと思います。結構あるんです。議員さんが言ったことには、あまりそうしない。同じNPOでも議員さんが一緒の時はきちんと通って、私が1人とか仲間でいくと「うちではありません」と言われたりします。同じことなのですが。

委員

市役所の職員に対するそういった不満というのは、端的に言えば、たらいまわしにされるという部分については、そういうことをしないように、最初に受けた職員が最後まで面倒を見なさい。窓口が違っても、本来の窓口を案内しようということで、努力はしているのですが、現象的には、まだそういうことが見られると・・・

委員

問題解決に向かって、何か私達に指示していただけるような話をしていただけたら、とても良いんだけど、という話をできるようになったのは、やはり、こういうものができたからかなと思います。今まででしたら、お役所でお偉い方が言われたら「あぁ。そうか」と諦めていたのが、ちょっと変わって、諦めないで私のように発言をする人も出てきたし。自治、自治と言っていただくと言いやすいというものもありますし、受ける方もむげに断らないで、それで何をしてくれたというわけではないのですが、聞くだけは聞いてくれるし、それだけでも気分が良いですと言ったこともあるんですけどね。

委員

委員、確かに市の職員の対応とかなんとかで、現実問題でそういうことがあるかもしれませんが、私が思うに、その事とこの基本条例の目的とする所が違うのではないかと。大変失礼ですが。

そこが、私と委員の差だと思っています。私は、この条例がより良い責務を果たすものに繋がっていかないと、ここに責務を入れる意味は無いと思うんです。おっしゃるように。だから、この責務を入れることで、市の職員の責務とは何かを問い直すために、条例があったり、現場があったりすると。ただ個人の裁量の問題で、親切な人はすごい親切。でも親切でない人は相変わらずと。市長さんや上司の方が気が付いた時におっしゃっていただけるという現状があります。なので、もう少しこれに入れた方が、もっとそうなるかなというふうに捉えてはいます。

委員

それは分かります。それは、公務員の服務規律と言いますか、何か別の規定の中でそういうものをやっていくべきであって、そのことが基本条例の目的というのは、違うのではないかな。委員の気持ちはわかりますよ。

委員

まず責務が基本条例にあって、その次の下位の条例の責務に繋がって、またさらに現場の人が毎日責務に繋がるという方が、私的にはすっきりするんです。

委員

これは職員だけの問題ではなくて、大分市全体の目標を示す条例ではないかと。私はそういうふうに位置付けて今まできました。

委員

市民の責務についても、おっしゃるようにモンスターを防ぐために、この基本条例の中に、敢えて市民の責務を入れていくという事を、みなさんが一生懸命おっしゃってましたよね。その責務を果たすためにこれを入れて、市民がモンスターにならないことに繋げていってと、私は思っているわけです。同じ事を市の職員についても、議員さんについても言えるから、ちゃんと形としてあることは賛成です。

部会長

私は責務というものは、市民から見ればあった方が良いというような認識が段々と増してきています。と言いますのは、阿久根市の問題は、まさに嫉妬の世界なんです。漁民が中心で漁が振るわない。どんどん収入が落ちていく。ところが市の職員は何をしているのかというところに矛先が向いていく。涼しい所、暖かい所で。俺達は船板一枚下は地獄なのに、給料は半分にも満たないではないか。今度は嫉妬心が別に向かう。議員さんは何をしてるんだということで、みんな自分達の所まで引き摺り下ろさないと気がすまないというところで、旧市長さんが「そうだー!」とやってきたのではないかと思うわけです。そこのところに、ちゃんと皆さんは責務があって、その責務を尽くしているんですよ。市民の皆さんも責務があるんですよ。やるべきことはみんなやっているんだという確認をするという意味において、責務がないということはなぜかと、逆に市民が煽り立てていくというところを懸念します。責任は取らないのかとか。

委員

ちょっと条例と離れますが、先生のおっしゃることを日ごろ考えているんですが、 日本の給与体系がホワイトカラーに厚くて、ブルーカラーに薄いという現状が続い てきたために、子育ての中で、特に母親が、ブルーカラーを良しとしない傾向が続いてきたと思うんです。そういう意味で、船板の底に海がある人には手厚い給料が 出るような仕組みづくりも大切なのだけれども、それが嫉妬という感情的なものに 基づいて動くというのは、効果が無いというか、悪い方に行くと思うんです。そういう ような見直しに変えるということを、市長さんや議員さんが話し合っていくということで、民意が上がっていくと思います。それに責務がありながら、一方ではそれも責務というふうになるような条例が良いなと考えています。

委員

その辺は、私も十分理解しています。ただ仮称ではありますが、まちづくり自治基本条例に入ってくるのかどうかなという疑問を思っているだけです。委員の考えに反対しているわけではありませんので。

委員

一本にまとめて責務に出来ないものでしょうか。

委員

いや、もうこれ以上議論していただかなくても良いですよ。別に、反対とかいう意味で言ったわけではないですから。

部会長

私はある大分のある街にいって、財政が厳しいからなんとかかんとかという会議なんですが、そこに参加している市民のみなさんが、「市役所の給料が高い、なんでこんな給料になっているんだ。我々中小企業の賃金を精査して地域の市役所なのだからそこで決める」と言われて引かないんです。そう言われても今までシステムがそうなってないんでということで、這う這うの体で逃げ帰った事があります。これは物凄〈根深い。そうではな〈て、産業振興をしてみんなの所得を上げることが第一ではないんですか。どこが高い、ここが高いではな〈て、みんなが良〈なるようにしましょうという話に切り替えようとするのですが、なかなか難し〈て。ちゃんと責任を果たしていますということを示していただけたら、納得していただけると思うんです。残業についても、昼遊んで夜残業してるのではないか、とか。知らないのに、勝手な推量でそんなこと言って、残業手当をもらって得してるのではないかとか。ちょっと次元が低いのではないかと。

委員

それに対して、ちょっと個別の例を言うと、私のお世話になっている担当の人は夜遅くまで残業しているんです。市役所ではないですが。でも昼間は上司がいないので、仕事が何したら良いか分からないと言うんです。それで、夜になったら上司が帰ってきて、仕事を教えてくれるから、帰りはいつも10時になっていたようです。なので産業能率の問題とか、これとは関係ないところの問題で関係して残業しているので、ぬくぬくという表現になったりすることもあるけれども、一概には言えないので。

その意見も全部がそう思っているとは限らないから、その意見も大事にしながら・・・。

部会長

やはりね、うらやましいという感覚があるんですよ。だから、きちんと職務を果たしているんですよという確認を取っておいた方が、そうかということで納得していただけるのではないだろうか。その代わり、皆さんもあるのですよというところも抑えて、無理難題を言わないでくださいねとしたらどうでしょうか。

委員

私が余計なことを言いましたね。

部会長

いえいえ。とんでもありません。

では次行きます。あと青の残りを先にしましょう。

では、報告5ですね。職員意見。これは市の職員さんに意見公募をしたものですね。その中身で、執行機関・議会と理念の区間で「職員」の定義が必要ではと。定義をするまでもなく大分市職員と考えるが、ということで「一般的には大分市の一般職の職員を指すと解釈されるものと考えるので、あえて定義をおく必要性が低いのではないでしょうか」という事務局の素案ですが、これでよろしいですか。

委員

職員というのは、全ての職員ですよね。臨時、嘱託含めて。全ての職員という意味合いになるんでしょうか。特別職も含めて?

部会長

特別職を除外するという意味合いですか。

事務局

殊更除外するということではないのですが、普通、市民の方が職員というと、通常業務に携わっている職員。臨時や嘱託職員も含めてですが、一般の職員を指す部分があるのかなと思うのですが、今おっしゃられたように、厳密には「職員」とすると、例えば議員さんや条例上の委員会の委員さんもすべて職員ということに含められなくは無いので。

部会長

例えば、行政委員会の委員とか。

事務局

特別職も含めて。ただ一般的にはそういうふうには捉えられないのかなと。

部会長

普通の意識はそうでしょうね。ここはこの言葉でよろしいでしょうか。

委員

一般職というと引っかかるのですが、嘱託職員は一ヶ月に17日勤務の非常勤の特別職の職員ですね。一般職と同じように仕事をしているのですが、そういう人も含まれるのでしょうか。含めた方が良いような気がするのですが。一般職の職員だけですと言ってしまうと、そういう人達が除かれてしてしまうので。

委員

窓口に行ったら私達はその区別が出来ないですからね。

事務局

臨時か嘱託か正規職員かは分からないですね。少なくとも、嘱託職員を含めた 通常の事務にあたる職員というような捉え方でよろしいですかね。

部会長

じゃあこの一般職という表現はちょっと変えて。

委員

もっと良い表現がないのかな。

事務局

細かい説明をすると難しいので、敢えて定義づけするのも困難かと思いますので、大分市の職員という表現の方が誤解がないのかもしれません。

事務局

ここの回答案は、公にするものではないので、議論の中で決めていただければ

良いとは思いますが。

部会長

そういうことでよろしいですか。部長がおっしゃったことも含めてということで。では、次行きます。

「本市の意思決定機関であることを、ことさら明文化する必要があるのか。」議会のことについてですね。「既に制定済みの議会基本条例の前文においても謳われている事であり、議会が有する重要な役割の一つでもあることから規定すべき事項と考えられる」ということで、そんなのは当たり前のことですが、一応確認の為に規定するということです。今までもありますね、上位の法律にあるじゃないかと言うことは。改めて確認するということですね。これは、よろしいですね。はい。では、次に行きます。

第一項の「『職員は、全体の奉仕者として、』と記載されているが、市民が負う応分の負担以外の部分で、市民の個人的な権利主張までが市職員の責務であると誤解されないような文言に修正願いたい。」ということですね。

委員

気持ちは分かりますがね。

部会長

「これは、憲法や地方公務員法にもある表現ですが、その趣旨としては、『その奉仕の内容が住民全体の利益を増進することにあること』、『一部の奉仕者となることを否定すること』、『公務員が政治的に中立であること』等の意味合いであり、個々人の全ての権利主張を受け入れるべきことを定めるものではありません。ある意味で確認規定的な部分ではありますが、職員の責務としては重要な事柄であると思われます。」ということですがよろしいでしょうか。そこは良いですね。

特に問題なければ、前に戻らせていただいて、赤の部分で終わってないところをチェックしたいと思います。A3に戻りまして、「大分市まちづくり市民総参加基本条例の方が、市民には分かりやすい」ということです。これは先ほど言いましたように名称につきましてはこういう意見が出されたということでよろしいでしょうか。はい。

次に、「自治会でいう『自治』と行政が行う『自治』という二面性がある言葉なので『自治』を定義して明確にして欲しい。」ということですが、会場の対応としては「検討をしたうえで今の素案になっています。それから、基本理念において、『自治』の意味合いをある程度説明していますが、『自治』を定義するか逐条解説で詳しく説明するかと言うことを含めて、今後検討させていただ〈予定」だということです。それに対しまして事務局の考え方としまして「自治にはこのご意見もあるように多面性があるため、定義をすることでその適用範囲を必要以上に狭めてしまう可能性があります。他都市では『自分達の地域を自分達の意思で責任を持ち治めること』といった定義の例もあり、いわば当たり前の漠然とした表現ですが、定義するにしてもこの程度が限界だろうかと思います。逐条解説の中で詳し〈説明するのはいかがか」ということです。

自治というものを正面から定義してくれというご意見ですね。次に出てくる自治会の位置付けも条例の中で分かり辛いということで、自治会というものはどう考えているのという問題提起が、かなりあったような気がします。またちょっと外れるかもしれませんが、こんな条例を作ったら自治会長の仕事が増えるのではないかというようなご質問とか。ですから、ここのところは、自治会というものの位置付けを、

正面切って議論した方が良いと思います。最初に行った会場、南大分公民館でぼっんと出てきたから立ち往生しました。

委員

この条例の中で皆が一番分かっているようで分かっていない。逆に言うと皆が 独自に解釈する、そういうところですね。

部会長

別の言い方をすると、「自治会というものを全く考えなくて、勝手にこんな条例作るなら、やれば良いじゃないか。俺達のことをどう考えてるのか。」という部分ですよね。それはやはりどこかできっちり議論していかないと、今度もう一回、回らせてもらうことがあったと仮定した場合に、同じ質問が出てきます。さらにどう突き詰めた議論をしたのかと。

委員

私自身、昔の自治会というと、行政の下請け的な仕事が多かったように思うんです。それを今、市では何を期待しておられるのか。また私達は自治会を通じて何を実現したいのかというのを、すり合わせる必要があるのかなと思います。

委員

おっしゃるとおりですね。

部会長

自治会の町内会費も払わない人も増えてきていると。そんな実態をどこまでわかっているのか。そんな現状の中で、理想的な条例うんぬんといってもついていけないという声が結構ありました。ですから、一度今後の課題として、自治会との絡みとして基本条例との関係で整理する、その議論が必要だということでよるしいでしょうか。

委員

後に出て〈るコミュニティとの線引きが分からないです。

部会長

先生が今おっしゃった地域コミュニティに自治会が含まれることで良いか、ということですね。事務局では、自治会は「地域コミュニティの代表例であり地域における自治の重要な担い手です。」とのこと。次に「コミュニティ」をどうしても使うのであれば定義して欲しいということです。「これまでの議論どおり、本市においてある程度使われてきた表現であるので、このまま使用し、逐条解説等で補足的に説明をする」ということです。早い話が「自治会」と「コミュニティ」、「自治」といったところの総合関連をかちっとどこかで議論して、整理しなければいけないということの確認でよるしいですか。事務局よろしいですか。今後の課題ということで。

委員

その点で、一つ聞きたいのですが、市町村の自治と小さな地域の自治にはどんな違いがあるのでしょうか。例えば、金池なら金池の自治と大分市の自治。今私達が作っているのは大分市の自治です。金池の自治と野津原の自治は当然また違って〈るだろうし、そこでまた自治委員とか呼ばれて、その辺で最初の名称の所に、私はきちっとしたものが必要かなと思います。先ほどは言いませんでしたが。定義の名前のところにも。自治、まちなんとかという名称になった時に、野津原とか佐賀関とか、まち自体の考え方も違うし、マンションになった時に参加が少ないとか、参加率が良いとか。その辺のマイナス部分とか、全体的に考えなければならない所

をこの自治は考えなければいけない。部分的な自治は部分的な自治の担当で考えていかないといけないし、整理しないといけない。私が行った会場では、ある人はそこの地域の利害関係で受け入れているように思います。全体的な大分市の発展のためにしているのではない。なあなあで話をしているところが見受けられました。そうすると、最初から自治のまちづくりと副委員長さんがしきりに言っていましたが、ちょっと気にはなっていました。個人的にですが。もう少し信条や思想などを全部除けて、或いは自分の地域だけに囚われずに、皆で考えないといけないと思います。そのための最高規範だと思いますので。

部会長

会場で、自治基本条例だから、まさに自治会に関わる条例かと思ってきたところ、全然雲の上の話ではないかというところの違和感を、自治会長さんが異口同音に語られた気がします。そこのところは、おっしゃったように、相互の関連ですね。自治基本条例における自治とか、自治会とか、細分化された町内会とか、隣保班とかがどうなっているのかということを、きちんと議論する必要があると思います。今まで、曖昧模糊になってきているので。これは、私が地域に行かせてもらって話を聞かせていただいた中で、個人的には最大成果だと思います。この議論をしなければならないという。これは、今後の議論ということで、そうさせていただきたいと思います。

あと、条例の解説を作って欲しいということ。基本条例の必要性や内容を簡潔に市報等に掲載して欲しい。前文と同じように、条文も口語体にしたらどうかということで、体裁について。更には、広報活動について、広報につきましては、全体会議で委員が広報を真剣に取り組むべきだというご発言がありましたけれども、まさしくその通りだと思います。ここは座長として感じることは、今まで素案ができてない段階で、市民の皆様方にご紹介するのも時期尚早ということであったと思いますが、かなり形が見えてきまして議論が詰まってきていますので、いつか市報等にもご紹介していただけるんですよね。事務局の方で。

事務局

時期が2月15日号で、1ページ使って広報いたします。先般の部会で色々なご意見をいただきましたので、そういったご意見を参考にさせていただきまして、ホームページのあり方を工夫するとか、一定の期間掲載するとか、更に他に方法は無いのかどうか。例えば、市民向けの案内用の広報紙みたいなものを各出張所において、見ていただくなどのご意見もいただきましたので、予算の許す範囲で可能な限り、様々な広報に務めていきたいと思います。

部会長

段取りとしては、着々とそういう事務局レベルで動きがあるのですね。是非そういう方向でお願いします。

その他は、2枚目のA4ですが、同じようなご要望です。市報にPRとか、広報活動をしてくださいとか、子ども用の条文もあると良いですねとか。上に行きまして、名前を一読すると興味深く誘い込まれるような名称。大分市民の手によるまちづくり自治基本条例はいかがでしょうか、というようなご提言があったということをご確認いただきたいと思います。それから「自治」の意味を明確にして欲しい。生活圏と自治のエリアを定めるべきではないかということで、先ほど、我々が議論したところの内容がここでも指摘されています。今後の課題ということにさせていただきます。

あとは、パブリックコメントは全て終了しました。報告5につきましても終了します。A3に残っていた所も議論済みです。他に、ここで議論すべき内容はなかったでしょうか。

事務局

理念部会の方から、ご報告をいたします。定義の関係で、先ほど来、自治とかコミュニティとかの定義のところのお話が出ておりましたが、理念部会の方でも、そのどちらも議論しております。2月1日の部会におきまして、部会としての方向を出して、全体会の中で理念部会としての形でお示ししていきたいと思っていますので、それも含めて、次回全体会の中でご議論いただければと思います。それと、内部の職員から、人権問題に係る表現が必要ではないか、人権同和問題に関することが基本理念など考えのベースとして必要ではないか、という提案がありました。それについてもどこに反映させられるのか、反映させるとしたらどういう表現になるのか。そういうことも含めて、次の部会で協議しますので、全体会の中で、また、ご報告をさせていただきたいと思います。

部会長

分かりました。ありがとうございました。それでは、今日の部会で議論すべきことは、ほぼ出されたと思いますので、今後の段取りでございます。2月中に、期日未定ですが、1回全体会をと考えております。今部会が行われていまして、それを持ち寄って、全体会で議論を展開したいと思いますので、約1ヶ月後くらいになるかと思います。中旬から下旬にかけて、皆様方のスケジュール調整をさせていただいた上で、最大公約数の参加者の一番多いところでさせていただきたいと思います。では、どうもありがとうございました。またよろしくお願いします。